

小口の設備資金・運転資金のご利用をお考えの皆さまへ

## 小口資金のご案内

問い合わせ先

【制度について】

高崎市商工振興課金融担当

☎027-321-1258（直通）

【申請手続きについて】

群馬県信用保証協会高崎連絡所

☎027-361-5171（高崎商工会議所内）

高崎市は小口資金融資借入時に負担となる保証料を全額補助することで、資金繰りを円滑にし、事業者の経営安定を支援します。

### ○事業者負担分の保証料を全額補助

小口資金は、信用保証付融資のため保証料が必要となりますが、市が全額補助します。

### ○補助金にかかる手続きは不要

市が直接、信用保証協会に保証料を支払うため、事業者の方が行う手続きはありません。

## 資金内容

□ 融資対象者：次の要件を満たしている中小企業者、中小企業団体の方

①中小企業者 市内に、本店または主たる事業所があり、市内で1年以上同一事業を営んでいる方。なお、本店は事業実態・実績のあるものです。主たる事業所とは、複数の事業所がある中で、最も従業員数が多いものです。

②中小企業団体 市内に主たる事業所があり、1年以上事業を継続しており、構成員の4分の3以上が上記①の要件を備えた中小企業者である団体の方

③法令に基づく許認可等が必要な業種を営む場合、その許認可等を受けている方

④市町村税及び県税を完納している方

⑤信用保証協会による保証中の債務について延滞していない方

⑥信用保証協会に代位弁済による求償権のない方

⑦銀行取引停止処分を受けていない方

□ 融資対象外の業種等：裏面「融資対象外の業種・団体など」のとおり

□ 資金用途

①設備資金：建物や設備を市内に設置するため、または、建物の建替えや増改築のための資金等

②運転資金：従業員等の人件費、仕入の費用、外注費、諸経費等

③借換資金：借換えの対象金額は小口資金の借入金残高の範囲内です。新規借入との併用(借換併用)が可能です。

□ 融資限度額：1,250万円以内

□ 融資期間：原則として元金均等月賦償還

①設備資金 8年以内（融資後6か月以内の据置可能）

②運転資金 6年以内（融資後6か月以内の据置可能）

□ 利率：年1.8%以内

□ 担保・保証人：常に信用保証協会の保証を付けていただきます。

□ 事業の着手時期：金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください（設備資金の事前着手は不可）。

□ 申請期間：月曜～金曜日（祝日を除く）

□ 申請先：指定金融機関

申請に必要な書類 ※必要に応じて下記以外にも、ご提出いただく場合があります。

- 小口資金融資保証申請書
- 信用保証委託申込書及び保証人等明細書
- 信用保証依頼書
- 申込人(企業)概要
- 個人情報の提供に関する同意書
- 法人の場合
  - ・税務申告書・別表、決算書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書(直近2期分・2部)
  - ・市町村民税の確定申告書(第20号様式)及び複数の市に事業所等がある事業者は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)
  - ・残高試算表(決算後6か月経過している場合)
  - ・履歴事項全部証明書(初めてご利用する場合)
  - ・定款
- 個人事業者の場合
  - ・確定申告書(直近2期分・2部)
  - ・決算書:青色(直近2期分・2部)
  - ・収支内訳書:白色(直近2期分・2部)
  - ・住民票(初めてご利用する場合)
- 固定資産課税台帳記載事項証明書(法人及び代表者、個人事業者、連帯保証人)(初めてご利用する場合)
- 県税完納証明書(取扱い窓口:西部県民局西部県税事務所)
- 市税完納証明書(取扱い窓口:市役所資産税課、各支所税務課、各市民サービスセンター)
- 印鑑証明書(法人及び代表者、連帯保証人)(初めてご利用する場合)
- 業種により必要な書類
  - ・許認可、免許、登録書等
  - ・請負工事一覧表(建設業)
- 資金使途により必要な書類
  - ・見積書、函面、カタログ等
  - ・建築確認通知書、賃貸借契約書、地主・家主の承諾書等
  - ・事業計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- 借換要件確認票(借換時)

申請窓口は、  
群馬県信用保証協会高崎連絡所  
(高崎商工会議所内)です。  
TEL:027-361-5171

### 融資対象外の業種・団体など

農業・林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)・漁業

金融業・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)・不動産業の一部(投機を目的とした土地売買業など)

#### サービス業のうち以下の業種

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から8号に規定する風俗営業(同項第7号に規定するまあじゃん屋及び第8号に規定するゲームセンターを除く。)、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業並びに同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業
- ・他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業及び相場案内業(けい線屋)
- ・競輪・競馬等の競争場
- ・競輪・競馬等の競技団
- ・芸ぎ業(置屋及び陰番を除く。)
- ・娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ・情報サービス・調査業のうち興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
- ・民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
- ・他に分類されないその他の事業サービスのうち、集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)
- ・政治・経済・文化団体
- ・宗教